

▼設置場所 県庁農林水産部  
生産経営局農業技術課内

▼営業相談窓口  
▽専用電話 ☎3333-28226

▽専用アドレ  
☎3333-2826  
einousaikken@pref.kumamoto.lg.jp

### ▼対応内容

▽農業分野での震災後の営農再建に向けた総合的な相談への対応  
▽国・県の支援策の紹介 など

▼対応時間 8時30分～17時15分  
(平日・土日・祝祭日)

☎ 県農林水産部生産経営局

☎ 3333-2826

☎ 3333-2827

## 税に関するニュース

### 国税の納付期限等について

地震災害で国税についての申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、所轄税務署長へ申請することで、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- 1 申告、納付などの期限延長（国税通則法第11条）
- 2 納税の猶予（国税通則法第46条）
- 3 予定納税の減額（災害減免法または所得税法第111条）
- 4 所得税の軽減免除等（災害減免法又は所得税法第72条等）

## 消費者向けの支援

### 熊本地震で被災した消費者支援のための無料法律相談会

県消費生活センターと県司法書士会では、被災した消費者を支援するため、法律相談会を実施しています。相談には、面談または電話で司法書士が対応します。

▼相談対象 消費者と事業者間の契約トラブルなどに関する法律相談

▼開催時期 毎週金（面談のみ）  
毎週日（電話のみ）

▼受付時間 13時～16時

▼開催場所 県消費生活センター  
(県庁行政棟新館4階消費生活課内)

▼相談先 ☎3333-0999  
※因、困、窓に実施する面談は事前予約が必要（※予約優先）

地震発生後、県には様々な相談が寄せられています。契約をする場合は、慌てずに工事の内容などを確認し、見積書を複数の事業者から取るなど慎重に対応してください。不明な点があれば、県消費生活センターなどに相談してください。

☎ 県消費生活センター

平日9時～20時

(面談は9時～17時)

土日祝9時～17時（電話のみ）

☎ 3333-0999

5 相続税・贈与税の軽減・免除（災害減免法）

6 源泉所得税の徴収猶予または還付（災害減免法）

7 災害等による消費税簡易課税制度（不適用）届出に係る特例（消費税法第37条の2）

8 納税証明書の無料発行（国税通則法施行令第42条第4項）

詳しくは熊本国税局のホームページ（www.nitago.jp/kumamoto）または「熊本国税局」で検索をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

☎ 熊本東税務署

☎ 369-5566

※自動音声案内で「2」を選択

### 自動車税納期変更のお知らせ

県では、平成28年熊本地震の影響に伴い、自動車税の納期を5月から8月に変更しました。

▼今年度の納税通知書は、8月上旬に発送予定です。

▼障がいを持っている人で、今年度も継続して減免を受ける人に送られる「自動車税減免継続通知書」は、8月上旬に発送予定です。

▼平成27年度分の自動車税の納税証明書（継続審査用）は、有効期限を延長しますので、平成28年8月30日（口座振替利用の場合は9月15日）まで、そのまま車検に利用できます。

☎ 県央広域本部税務部

### 地震で被害を受けた太陽光発電システムに注意!

地震で太陽光発電システムが設置された家屋が倒壊したり、倒壊の危険性が生じているケースがあります。

太陽電池パネルは、破損していても太陽光が当たれば発電するため、次の点に注意しましょう。

- ・機器や配線が損傷した場合、漏電の可能性があるため、購入先の販売・施工業者に連絡し、適切な処理を依頼しましょう。
- ・パネル、接続箱、パワーコンディショナなどの機器は、感電する恐れがあるため、絶対に素手で触れないで下さい。

・地震によるパネルや架台のねじのゆるみ、変形や破損があった場合、購入先の販売・施工業者等に相談しましょう。これまでも、台風等の強風により太陽光パネルの飛散被害が出たケースがあります。

※消費生活に関するトラブルや疑問がありましたら、県消費生活センターにご相談下さい。

☎ 県消費生活センター

☎ 3333-0999

### 老人憩の家「眺世庵」の入浴支援

被災者を対象に、老人憩の家「眺世庵」のお風呂が無料開放されます。

▼期間 6月30日(日)まで

収税第一課、第二課  
☎ 325-3001  
県自動車税事務所  
☎ 368-4300

## 健康に関するニュース

### 食中毒の注意について

気温が徐々に上昇し、食中毒が発生しやすくなっています。食中毒を予防するために、以下の取扱いに注意しましょう。

#### ▼消費期限内に食べる

・消費期限は、お弁当や洋生菓子など傷みが早い食品に表示してありますので、必ず消費期限内に食べましょう。

・一度開封したら、表示されている期限より早めに食べるようにしましょう。

・消費期限切れのおにぎり、パンなどはもったいないですが、食べないようにはしましょう。

・前日の炊き出しで配布された食品などの食べ残しは保存せず廃棄しましょう。

#### ▼食品の温度管理

・食品の劣化や腐敗等を防止するため、冷蔵庫や清潔で日の当たらない涼しいところに保管しましょう。

・加熱が必要な食品は、中心部までしっかりと加熱して食べましょう。

(避難者の状況で変更あり)

#### ▼対象者

・被災して避難所で生活している人  
・自宅のお風呂が破損して入れない人  
▼持参物 入浴品（タオル、石鹸、シャンプーなど）

▼利用時間 15時～20時30分

▼通常利用する場合の利用料

▽大人 210円

▽中高生 160円

▽小学生 100円

☎ 眺世庵

☎ 282-0806

### 基本測量実施のお知らせ

国土交通省国土地理院では、この度の熊本地震を受け、基本測量を実施します。本町では、次のとおり測量を実施する事になりましたのでお知らせします。

▼期間 6月20日(日)

～平成29年3月10日(金)

▼対象地域 町内

▼作業内容 三角点改測、高度地域基準点測量、水準測量

☎ 国土地理院九州地方測量部測量課

☎ 092-411-7881

FAX 092-411-7882

## 御船があーっぱ祭りの開催中止について

例年開催しておりました御船があーっぱ祭りは、平成28年熊本地震の被害状況等を考慮し、中止とさせていただきます。

☎ 商工観光課 商工観光係 ☎ 282-1226

▼その他  
具合が悪くなった場合は、早めに医師に相談しましょう。

### 熊本地震被災者のためのメンタルヘルス

独立行政法人労働者健康安全機構では、平成28年熊本地震により被災した住民（事業者、労働者およびその家族など）からのメンタルヘルスに関する相談および健康に関する相談に応じるため、下記の相談窓口を設置しましたので、ご利用ください。

#### ▼「熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル」

☎ 0120-783-728（無料）

▽受付日時 平日10時～17時

(土日祝日を除く)

▽対象者 被災した住民（事業者、労働者およびその家族など）

#### ▼「熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル」

☎ 0120-021-506（無料）

▽受付日時 因、困、窓10時～17時

(祝日を除く)

▽対象者 被災した住民（事業者、労働者およびその家族など）